

東日本大震災復興構想会議 資料



宮城県知事 村井嘉浩

平成23年4月23日

1 宮城県の経済・歴史・文化

(1) 経済

- ① 県内総生産（名目） 8兆1,934億円（対前年度▲3.2%）
〔構成比：第一次産業1.7%、第二次産業18.1%、第三次産業83.0%〕
- ② 県民所得 5兆7,884億円（対前年度▲7.0%）
- ③ 一人当たり県民所得 247万3千円（対前年度▲6.7%）

（平成20年度「宮城県民経済計算」） 平成20年＝リーマンショックの年

- ※ 全国の食糧基地⇒東北6県：26.9%
宮城県：4.3%（平成20年米穀収穫量）

(2) 歴史

- ① 古代：724年に陸奥国の国府・鎮守府として多賀城が設置
- ② 中世：伊澤氏、大崎氏による支配
- ③ 戦国～江戸時代：伊達氏による仙台藩として繁栄

(3) 文化

奥羽山脈とそこから続く丘陵地、稲作の盛んな広大な平野部、そして世界有数の三陸沖漁場を控えるリアス式海岸等変化に富んだ自然環境に依拠した風習や伝統文化が形成されており、さらに、仙台七夕や仙台初売りなど、仙台藩時代からの行事が受け継がれているなど、華やかさと進取の気風を好んだ伊達文化の要素も色濃く残っている。

2 被災地域の状況

(1) 人的被害 (平成23年4月22日現在)

25市町村で、死者8,396人、行方不明者6,955人

(2) 避難状況 (平成23年4月22日現在)

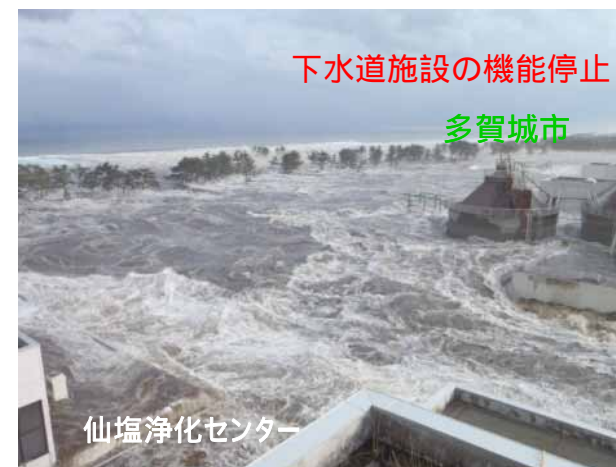
避難所数415施設 避難者数41,552人

(最大時 避難所数1,323施設(3/15)、避難者数320,885人(3/14))

(3) 浸水面積 (平成23年4月16日国土地理院発表概略値)

327km²

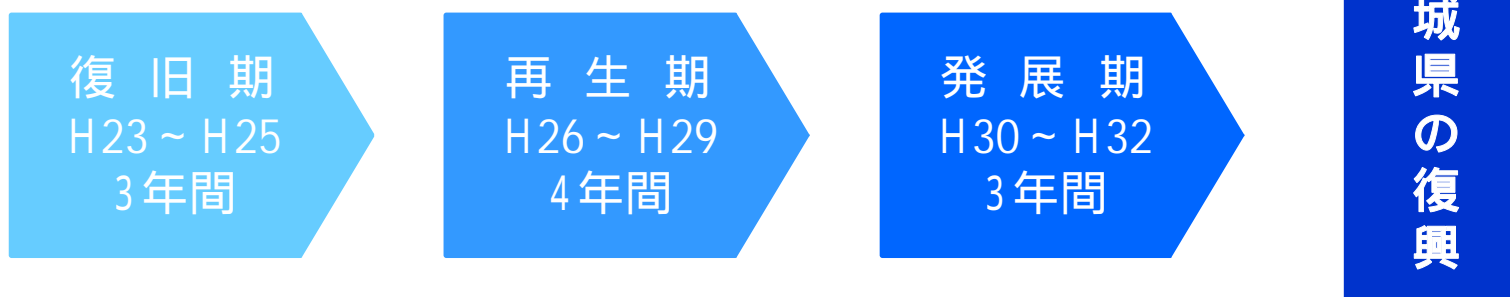
青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉の6県合計の浸水面積：561km²



3 復興の基本的な考え方

(1) 計画期間

平成23年度から平成32年度までの10年間



(2) 復興の主体

県民一人ひとりが主体となるとともに、民間の活力を行政が全力でサポートする体制で復興を図る。

(3) 宮城県震災復興計画

6月議会に中間案を提示、9月議会に議案として上程予定。

4 復興の方向性と施策

(1) 災害に強い復興まちづくり

- ① 高台移転・職住分離（三陸沿岸部）
 - ② 交通インフラに堤防としての機能付与（南部低地部）
 - ③ 防災拠点・コミュニティ拠点となる小中学校の機能の充実・強化
 - ④ 地域の産業基盤である農地の大規模利用や漁港の集約化など産業ゾーンの再編
- * 各市町のまちづくり計画（案）を提示

(2) 産業振興

- * バランスの取れた産業構造の創造
- * 少子高齢化の中でも次世代に受け継がれる一次産業
- * 福島、岩手、宮城が一体となった「東日本ブランド」の醸成・確立

① 第一次産業（集約化・大規模化・経営の効率化・競争力の強化）

- イ 農業→◇地盤沈下など、著しく復旧が困難な農地については、国による土地の買い上げ（緑地・公園化等のバッファゾーンの設定）
 - ◇大規模土地利用型農業の展開、稲作から施策園芸への転換や畜産の生産拡大→大規模化＋農業産出額の向上
 - ◇斬新なアグリビジネスの展開（民間投資による活性化）
 - ロ 水産業→「新たな水産業の創造と水産都市の再構築」
 - （案1）復旧再生期における国の直営化（必要経費の直接助成）
[漁船漁業・水産加工業など]
 - （案2）民間資本と漁協による共同組織や漁業会社など新たな経営組織の導入[沿岸漁業・養殖業]
- * 水産業集積拠点の再構築と漁港の集約再編による新たなまちづくり（漁港を1/3～1/5に！）

② 第二次産業

- イ 無利子・無担保・無保証等の融資制度、工場・設備の無償貸与など緊急的な対策の実施
- ロ クリーンエネルギー、環境、医療など次代を担う新たな産業の創出拠点化
- ハ 東北大学などと連携した先進的かつグローバルな産業エリアの創造・集積

③ 第三次産業

- イ 無利子・無担保・無保証等の融資、仮設店舗・共同店舗による早期の事業再開支援
- ロ 国をあげての観光復興キャンペーンの実施
- ハ 災害教育・研究拠点としても機能する大災害メモリアルパーク（国営）の整備など、新しい地域資源の創出、観光ルートの再構築などによる「観光王国みやぎ」の実現

(3) 保健・医療・福祉

- ① 避難生活の長期化に対応したサポート体制の整備と運用
- ② 震災で親を失った子どもの養護や各世代の心のケアの充実
- ③ 新しいまちづくりを想定した保健医療福祉施設の適正配置と機能連携（特に病院）
- ④ 病診連携や訪問看護等による在宅医療の推進

(4) 環境

- ① エコタウンの形成（環境配慮型のまちづくり）
 - ② 太陽光発電、バイオマスエネルギーを活用した電力の確保や非常電源の整備（ライフラインの複線化）
 - ③ 全戸ソーラーハウス、自己完結型エネルギーハウス（燃料電池、太陽電池、蓄電池を装備）の普及
- * 特区やインセンティブの付与によって実現

(5) 原発についての考え

- ① 安定的な電力供給と原発の安全性を同時に達成する術を模索
- ② 事故の徹底調査と教訓の共有
- ③ 原子力発電所の総点検と津波対策
- ④ 正確な情報と伝達手法の構築、農林水産物の出荷規制などへの的確な仕組みづくり

5 国への提言

(1) 財源確保策

- ① 災害対策税（目的税）の創設（恒久的で全国民、全地域が対象となる災害対策のための間接税）
- ② 復興国債の活用
- ③ 民間の投資を促す制度創設
- ④ 災害復興基金（各被災県ごと）

(2) 復興共有地の整備（漁港・市場・水産加工場など）

津波危険地域の公有地化・共有地化

(3) 大震災復興広域機構の設立

全国の地方自治体による職員派遣や国による東日本大震災復興構想との調整など、広域的・一体的な復興を進めるための機構の設立（国・被災県・被災市町で構成し3県共通の課題に対処）

(4) 東日本復興特区の創設

思い切った規制緩和、予算や税制面の優遇措置などを盛り込んだ被災地を対象とした特区を創設

* 「東日本エコ・マリン特区の創設」

太平洋沿岸地域の復興のスピードを上げるためには、様々な法律に基づく各種手続きを軽減しまちづくりや産業振興の「再構築」を統一的・一元的に進めることのできる特別法の整備が必要。

※ 民間投資促進特別区域（浸水地域を指定。被災事業者・新規立地事業者を対象に、法人化・緑地率等の規制緩和や、投資減税等の強力なコスト削減措置を講じる。）

※ 集団移転円滑化区域（移転先の整備に係る農業振興地域の整備に関する法律、農地法、海岸法、文化財保護法、森林法等の関係法の規制緩和、手続の簡素化等により集団移転の円滑化を可能とする制度を創設する。）

(5) 中核的な広域防災拠点の整備

広域災害に対して、救援物資の中継や後方支援などの機能の他、直ちに東北エリアをカバーして現地の指令塔となる中核的な広域防災拠点を設置（内陸部を想定）

(6) 高速道路の整備促進

岩手、宮城、福島の沿岸防災ネットワーク機能を強化する中で、広域沿岸地域の復興の基幹的道路となる三陸縦貫自動車道、常磐自動車道及び関連する地域高規格道路などの整備の加速的促進